

指名停止等一覧表

(期間 令和3年10月1日～令和4年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
ニューライフ警備保証株式会社	北海道札幌市清田区平岡二条4丁目3番5号	令和3年11月2日	令和4年4月1日	5ヶ月	物役要領別表第13号(不正又は不誠実な行為)	ニューライフ警備保障株式会社は、北海道大学が令和2年度に発注した警備業務2件について、請負契約に基づき最低賃金法が遵守されているかについて調査を行ったところ、1.最低賃金法違反、2.書類の改ざんによる虚偽の報告が確認された。このことは、契約違反及び不誠実な行為であることから、北海道大学が定める取引停止の措置基準に基づき、9ヶ月の指名停止措置を講じられたため。
株式会社ケイズサービス	北海道函館市追分町5番38号	令和3年11月2日	令和4年2月1日	3ヶ月	物役要領別表第13号(不正又は不誠実な行為)	株式会社ケイズサービスは、北海道労働局稚内労働基準監督署が、令和3年9月16日午前10時に政府電子調達システムにて行った、「稚内労働基準監督署庁舎移転業務委託契約」の入札の業務内容を認識不足により応札した結果、落札決定後に辞退したため、3ヶ月の指名停止の措置を講じられたため。
スミセキ・コンテック株式会社	北海道札幌市中央区北2条西12丁目1番地37	令和3年11月16日	令和3年12月15日	1ヶ月	物役要領別表第13号(不正又は不誠実な行為)	スミセキ・コンテック(株)は、運送業務契約に基づきコンクリート製品を運送した長沼町内の工事現場において、作業員が移動式クレーンの荷台上で作業中に同クレーンが横転し負傷した事故について、苫小牧営業所の構内においてトラックの荷台上で作業中に資材につまづき、同荷台から転落して負傷した事故という虚偽の内容の報告を苫小牧労働基準監督署に行ったとして、令和3年9月28日に労働安全衛生法違反で札幌簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
株式会社ハピネスWOOD	北海道旭川市流通団地2条3丁目25番地	令和3年11月16日	令和3年12月15日	1ヶ月	工事要領別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	株式会社ハピネスWOODは、民有林伐採作業(皆伐及び定性間伐)において、国有林内に越境して搬出路を約110m(幅員5～7m)にわたって作設し、ダケカンバ外3種13本(実面積0.07ha)の誤伐を行ったため。

指名停止等一覧表

(期間 令和3年10月1日～令和4年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
藤川電設工業株式会社	北海道旭川市東鷹栖1条2-635-344	令和4年1月20日	令和4年2月19日	1ヶ月	工事要領別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	旭川市内の一般工事現場において、令和2年7月6日に発生した作業員がマンホール蓋に右手を挟み負傷した事故について、同社の倉庫において負傷した事故という虚偽の内容の報告を旭川労働基準監督署に行ったとして、令和3年10月22日に労働安全衛生法違反で旭川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和3年11月9日にその刑が確定したため。
大和ハウス工業株式会社	大阪市北区梅田3-3-5	令和4年1月28日	令和4年4月27日	3ヶ月	工事要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	大和ハウス工業 株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと及び建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたため、令和3年11月17日、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示及び同法同条第3項の規定に基づく22日間の営業停止処分を受けたため。
(株)有我工業所	北海道空知郡上富良野町中町3-2-1	令和4年3月3日	令和4年6月2日	3ヶ月	工事要領別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社有我工業所の代表者が、南富良野町が発注した道の駅再編工事に係る機械設備工事に関し、令和4年2月14日に公契約関係競売入札妨害の容疑で北海道警察に逮捕された。
株式会社札幌電業舎	北海道札幌市厚別区厚別西二条2丁目3番14号SDビル2階	令和4年3月9日	令和4年6月8日	3ヶ月	物役要領別表第13号(不正又は不誠実な行為)	株式会社札幌電業舎は、日高北部森林管理署が発注した「門別森林事務所物品庫等棚設置業務」の落札者となったが、資材を確保することができず業務を履行できない旨の申し出をして契約を辞退したものであり、同業務の入札手続きに大幅な遅延を及ぼし、著しく信頼関係を損なう行為があったため。

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。